

平成25年12月定例会 一般質問
(2013年12月5日)
真木 大輔

挨拶

真木大輔

では、お昼の前に少し一般質問に入らせていただきます。

一般質問に入る前に、10月の海外友好都市交流事業でリバプール市に派遣していただきましたことに感謝申し上げたいと思います。リバプール市との友好を深められたことはもちろんですが、視察、また、オーストラリアの文化に触れることで、個人的に多くのことを学ばせていただきました。今後、私自身の活動によりまして、戸田市政に還元していければなと考えております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。今回、件名3つございまして、1つ目は安全、そして2つ目、3つ目は子育てと教育に関するものでございます。

1. 水害対策と土のう配備について

- (1) 先般の台風被害における新曽土地区画整理事業地区及び市内全域においてなされた対応並びに今後の水害対策について。
- (2) 自助による水害対策の一環として、市内各所に「土のうステーション」を設置してはどうか。

真木大輔

まず、件名1に入らせていただきます。水害対策と土のう配備についてでございます。

9月、10月の台風による被害に関しまして、一昨日、熊木議員、また、竹内議員からの質問がありましたが、その中では主にハード面、また、予測を扱われていたと思うんですが、今回、土のうによる対策を取り上げたいと思います。9月、10月の台風で主に新曽土地区画整理地区を中心に冠水被害があったと思われま。幸い大きな人命被害などはなかったものの、市民の方、また、職員の方々の多くがその対策や対応に追われたものと思います。そこで(1)、お伺いいたします。こちら、都市整備部、また、危機管理防災課へお伺いいたします。先般の台風被害における新曽土地区画整理事業地区及び市内全域においてなされた対応、並びに今後の水害対策についてお伺いいたします。

続きまして、(2)に移らせていただきます。まず、市内における土のう対策の現状についてお話しいたします。

まず、台風の前だったり、その台風、だんだん冠水してきたというときに、市民の方が土のうが必要だと感じたときには、まず、市役所に電話をします。今回、電話もなかなかつながらなかったというような声もいただいているんですが、市役所に電話をして市役所まで取りに行く。そして、その取りに行った土のうをみずから自宅に積むということになっています。このような現状ですと、車がない方はもちろん取りに行けませんし、また、市役所から遠い地域の方は間に合わないかもしれませんし、また、高齢者の方などは土のうをそもそも持つことができないということで、少し問題があるのかなと思っております。

また、台風が過ぎた後に土のうの処理について市役所に問い合わせたところ、各自で行ってくださいと言われたそうです。また、多くの土を庭にまくわけにもいかないということで、業者にその処理をお願いしたところ、産業廃棄物として扱うために1軒当たり3万円かかると言われたところもあるようです。まだ市内各所にその処理に困って土のうをそのままにしているような箇所も見受けられると思います。個人でできる水害冠水対策としては土のうが一番であるということなんですが、まだこのように市内の土のうに関する体制が整備されていないためか、市民による土のうの活用が十分になされていないのかなと感じております。

そこで、主に都内の自治体が導入している土のうステーションというものがございます。

【資料の提示】こちら、土のうステーションというものなのですが、こちらです。このように、かごの中に女性や高齢者が運べるような小さ目の土のうが約 100 袋積まれておりまして、それが各所に設置されているということで、市民の方は近くの地域に取りに行けると、そしてまた、利用するのと返却は自由、出し入れ自由というもので、そういうものが市内各所に何カ所か置かれております。こちら、大変よく使われているということで、1 回の大雨で 3,000 から 4,000 袋使われたこともあるということです。この土のうステーションが設置されたいきさつをお伺いしましたところ、もともとは職員さんが区民の方からの要望によって各お宅に配付していたということなのですが、徐々にそれも手が回らなくなって設置に至ったということです。現在、住民の方からの要望によって徐々に設置数がふえてきているということで、例えば、江戸川区では 24 カ所、目黒区では 25 カ所、板橋区では 60 カ所、このような土のうステーションが設置されているということでございます。

そこで、(2)に関しまして危機管理防災課にお伺いたします。自助による水害対策の一環として、市内各所に土のうステーションを設置してはどうか。

以上 2 点、よろしくお願いたします。

川端富士夫 都市整備部長

1 の水害対策と土のう配備について、(1)新曽土地区画整理事業地区の台風被害の対応について都市整備部よりお答えいたします。9 月 15 日における台風第 18 号及び 10 月 15 日から 16 日にかけての台風第 26 号とも、新曽土地区画整理事業区域内の被害につきましては一部道路冠水が発生いたしました。まず、新曽第一地区内では、戸田駅西口駅前広場とその南側の旧大同機工付近、及び北大通りとつつじ通りとの交差点の消防本部付近、また、戸田翔陽高校の南側の道路において、笹目川にかかります境橋と新曽つつじ通りとの間で道路冠水が発生いたしました。また、新曽第二地区におきましては、蕨市錦町 4 丁目との行政界付近にあります暫定調整池とその北側に建つマンションに通じる西側道路、及び健康福祉の杜の西側道路で冠水が発生いたしました。その他スポット的な冠水が数カ所ありましたが、両台風とも当日は土地区画整理事務所の職員が土のうの設置や道路の通行どめ等の処置に当たったほか、監視体制の中で他課の職員や消防の職員の皆様の応援をいただき、被害が最小限出ないようにできるだけの対応を行いました。冠水の原因につきましては、一部既存の水路や道路側溝にごみが流れ込み、排水路としての機能が大きく損なわれていたことが、後日の調査で判明いたしましたので、関係課に協力をいただき、水路の清掃、道路側溝の点検を徹底いたしました。また、その後に発生しました台風第 27 号では道路冠水は発生いたしませんでした。いずれにいたしましても、今後とも引き続き、既存水路の清掃、道路側溝の維持管理は徹底してまいりたいと考えております。

以上でございます。

栗原誠 危機管理監

1、水害対策と土のう配備について、(1)台風被害における市内全域の対応並びに今後の水害対策について、土のうを中心にお答えをいたします。9月15日早朝、秋雨前線や台風第18号の影響による1時間雨量49ミリという豪雨により、市内各所で道路冠水等の被害が発生いたしました。関係課職員との協力体制のもと、市民からの被害通報に対し、土のうや水中ポンプの設置による浸水対応等を行い、被害の拡大防止に努めたところでございます。浸水被害が27件のうち、土のう設置により対応した件数は8件、設置した土のうの数は合計で92袋でございました。また、10月15日から16日にかけての台風第26号では浸水被害が32件ございましたが、新曽土地区画整理事業区域外で土のう対応を行ったものは1件で、文展橋の越水未然防止のための10袋の設置でございました。なお、被害通報とは別に、9月13日の台風第18号の発生以降、市民から事前の浸水対策として土のうの貸し出し要望が72件あり、合計1,130袋の土のうの対応を行ったところでございます。今後の水害対策といたしましては、先日の熊木議員や竹内議員への答弁のとおり、排水機能の維持保全のための水路や排水溝の点検・整備及び市内7カ所の土のう管理場所の土のう備蓄数の増強等により、水害対策の強化に努めてまいります。

次に、(2)自助による水害対策の一環としての土のうステーション設置についてお答えいたします。本市では土のうによる水害対策の充実・強化を進めており、市内7カ所の土のう保管場所の、現在の2,500袋から3,500袋に1,000袋増強することとしております。しかしながら、以前にも土のうステーションの検討を行ったところでございますが、市内数十カ所に新たに土のうステーションを設置することは、設置場所や相当数の土のうの確保、維持管理等に多くの課題があり、見送った経過がございます。災害対策の基本理念に鑑みますと、各家庭であらかじめ土のうを準備し、ゲリラ豪雨や台風の接近に備えていただきたいと考えます。なお、緊急時には市民の皆様への土のう配布を今後も行ってまいります。

以上です。

(この間に昼休憩)

真木大輔

どうも、お昼御飯にとろろそばを食べて、粘りをつけてきました。(不規則発言する人あり)もしかしたら、とろみもついているかもしれません。

では、質問を続けさせていただきます。

先ほど御答弁の中で、他課の職員の方、また、消防の方からの応援をいただいたということですが、守衛さんたちも大変忙しかったようですし、また、消防の方からデータをいただいたんですが、9月の台風18号に伴う消防の119番通報の件数でございます。やは

り市民の方、困ったときは役所よりも110番という方も多くいるようで、例えば、冠水状況を見に来てほしいであったり、また、土のうを持ってきてほしいなどの水害に関する通報のみで、午前9時から11時の2時間で12件の119番通報があったそうです。そのうち、消防車の出動が8件あったようです。しかし、市内の消防車、全部で6台ということで、もし今回の被害がもっと大きなものであった場合に、消防の方の緊急を要する人命救助の活動が妨げられるということも考えられるのではないかと思います。その点で考えましても、やはり市民の方による自助の水害対策を促進することには大きな意味があると考えております。

そこで、(2)に関しまして危機管理防災課に再質問させていただきます。先ほど御答弁の中で、課題として設置場所の確保であったり、また、維持管理の費用というお話があったんですが、既に市内7カ所に土のう保管場所あるというお話なんですが、今、これは主に行政の方向けのものだと思うんですけども、こちらを出し入れ自由な土のうステーションに機能を転化するというのであれば、そのような課題もクリアできるのかなと思うのですが、その点についてお考えをお聞かせください。

栗原誠 危機管理監

お答えします。市内7カ所の土のう保管場所は、河川の越水・氾濫等の緊急対策として整備してあるものでございます。この保管場所の土のう全てを市民が自由に持ち出せる土のうステーションに変更することは、河川の越水・氾濫時に土のうが不足する事態も懸念されますので、難しいと考えます。しかしながら、先ほど御答弁させていただきましたが、市内7カ所に今後増強する予定の1,000体の袋がございまして、これを例えば、カバーのシートの色を変えて市民が自由に持ち出せるというような啓発ですとか看板ですとか、そういうものをしていくのは可能だと考えます。

以上です。

真木大輔

では、御検討のほうよろしく願いいたします。

続きまして、(1)、(2)につきまして、都市整備部に質問させていただきます。新曽土地区画整理事業地区における今後の面整備による水害対策についての計画をお聞かせください。また、先ほどの土のうステーションに関してなんですけれども、少なくとも面整備が完了するまでは、重点的に区画整理地区内に土のうステーションのようなものを設置する必要があるかなと考えますが、その点についていかがでしょうか。

川端富士夫 都市整備部長

基盤整備としましての土地区画整理事業は、区域の排水計画も含んで計画しております。しかしながら、全ての事業を完成させるには、まだしばらく時間がかかるため、補助排水

路等を設置しながら、少なくとも現状以上の排水能力を維持させながら事業は進めてまいります。また、最終的に区域内には1ヘクタール当たり950トンの雨水の貯留を考慮した調整池の整備と、時間降雨量約50ミリに対応した準用河川の上戸田川の整備により、対応する計画となっております。また、土のうステーションの関係でございますが、区画整理地内には何カ所か、いわゆる区画整理の施行者が管理しております土地がございますので、それらを活用した土のうの仮置き場としての利用は可能だと思いますので、御提案につきましては、また危機管理防災課等と調整しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

真木大輔

どうもありがとうございます。では、引き続き、面整備、また、その設置の検討をお願いしたいと思います。

ここで先ほど御答弁の中にありました市民の自助理念の意識向上、また、啓発の工夫に関しまして、私から3点、検討していただきたいものを御提案させていただきます。

まず1つ目なのですが、日ごろからの土のうの周知として、例えば、江戸川区では先ほどお示ししましたこちら【資料の提示】土のうによる水害対策のパンフレットがございまして、土のうステーションの案内とともに、このような雨水ますの日ごろからの清掃の周知もこちらにございます。また、板橋区では土のうの使い方を説明するユーチューブによる動画も提供しております。私、区画整理事務所の職員さんのお話を伺ったところ、土のうには効果的な積み方があるようで、一段だけではなくて二段構えにするなどのような積み方があるそうなので、ぜひそのようなことも含めた何か周知を行っていただければなと思っております。

次、2点目なのですが、雨季が近づいたときに、例えば、広報であったり、また、町会の回覧であったり、また、ホームページのトップページに臨時で掲載する。また、防災メールやツイッターなどで土のうへの周知を行っていただければなと思っております。

また、3点目として、次の日に大雨が来ると予測できる日などには、例えば、行政防災無線などでそのような周知、土のう配備に対する市民への周知などを行っていただければなと思っております。

以上3点、検討していただければと思います。

今回、9月1日目の台風被害があった後にもかかわらず、9月の2日目であったり、また、10月の台風が来る前日などにも、市のほうからなかなか自助に対する啓発の情報は提供されていなかったのかなと思っております。ぜひ今後、土のうステーションの設置、また、その周知の徹底などによって、自助の理念、啓発を行っていただければなと思っております。

では、1つ目の質問、終わらせていただきます。

2. 子供たちへの学習支援について

- (1) 「青少年の居場所」において、指導員による中学生への学習支援を打ち出してはどうか。
- (2) 学童保育室において、学習支援を行うボランティアを受け入れてはどうか。

真木大輔

続きまして、件名2に移らせていただきます。(不規則発言する人多数)いいですか。済みません。では、件名2に移らせていただきます。子供たちへの学習支援についてでございます。

今回、子供たちへの学習支援について取り上げた動機がございまして、主に塾に行けない子供たちであったり、また、家庭の学習環境に恵まれていない子供たちに、何かサポートができないかとそういう思いがございました。といいますのも、学力格差というものがございます。4年前ですか、文科省がもう既に発表したデータがありまして、親の所得と子供の学力というものには相関があると、そのようなデータが出ております。また、全国学力テストの都道府県別の結果と、あとはその都道府県の例えば失業率であったり、生活保護受給率であったり、また、就学援助の率などを見ても、そこにはやはり相関があるということは確かめられます。日本に限らず国外、多くのほかの国でも、そのような事実は示されております。そこで、例えば、市内では教育委員会がとだっ子学習クラブというものを実施していると思うんですが、小学生にとっては週1回であったり、また、中学生にとっては受験の前に無料で授業を行うというものだとは思いますが、こちらはどちらかというと、指導する方が教材を提供して、それに基づいて指導するというものだと思います。ですが、このような大々的なものではなくても、子供たちの宿題であったり、自分の勉強を見てあげるような、そのような施策を行っていくことにも意味があるかなと考えております。また、埼玉県がアスポートという事業を行っておりまして、こちらは生活保護受給家庭の子供に対する学習支援でございます。しかし、この施設は戸田市内に今後、設置する予定はないということ、お伺いいたしました。生活保護を受給していない家庭の子供でも、やはり親に勉強見てもらえないというようなお子さんたちも多くいるかなと思いますので、そのようなサポートを市から提供するのでもいいのではないかと考えております。

では、(1)に移らせていただきます。青少年の居場所についてでございます。

こちら、青少年の居場所はもう事業開始から数年たちまして、また、私過去の一般質問でも取り上げさせていただきました。その後、実施日の拡大であったり、また、使用する部屋を改善していただいたり、また、実施する曜日を統一していただいたりということ、徐々に子供たちに浸透してきたのかなと思っております。例えば、新曽福祉センターですと、これまで1日に1人、2人くればいいほうだったというのが、私、最近お邪魔した

ところ、多くの子供たちでにぎわっておりまして、うれしく感じました。しかし、この事業は、小学生にとって午後4時から夕焼けチャイムまでのものでございまして、10月から夕焼けチャイムが5時半から4時半に変わったということで、小学生にとっては30分しかいられないということで、10月以降、小学生の利用がもう減ってしまったと。もともと、また中学生の利用というようなものは少なかったということもあって、今の時期、なかなか青少年の居場所の利用者が集まっていないという状況がございます。そこで、中学生に向けて何か目的を与えてあげればいかなと思いました。中学生というのは思春期ということもあって、なかなか目的がないと来づらいのかなという思いもあり、そこで中学生に向けての学習支援を打ち出してはどうか、考えております。その点に関しまして(1)、お伺いいたします。

続きまして、(2)学童についてでございます。

最近、市内でも学習指導が充実した民間学童というものがふえているかなと思うんですけども、こちらはどちらかというと、所得の高い共働き家庭のお子さんが通われるかなと思います。そうですね、所得が低い家庭のお子さんであったり、また、ひとり親のお子さんだったり、主に公立学童に通うことになるのかなと考えております。一方で保護者からは、学校から多くの宿題を与えられたものの、子供が自分でそれをこなすことができず、また、学童の指導員さんから教えてもらえなくて、また、親としてもなかなかそれを見てあげる時間がないとそのような声もいただきました。かといって、学童の指導員さんにそのような学習支援もお願いするというのは、なかなか人数的に難しいのかなと思っておりますので、ぜひ学習支援をしたいというボランティアの方がいらしたら、その方を学童保育室が受け入れるというような体制をつくってはどうかと考えました。その点につきまして、(1)、(2)あわせてお願いいたします。

三木由美子 こども青少年部長

2、子供たちへの学習支援、(1)青少年の居場所における学習支援についてお答えいたします。

青少年の居場所事業は、青少年が気軽に利用できる放課後の居場所として、平成23年度から開始した事業で、現在、市内6カ所の施設で実施しております。そのうち、体育施設のある3カ所ではボールなどを使った遊び、また、会議室やいこいの室などがある3カ所ではおしゃべり、勉強、ゲームなどを行うことができ、自由に過ごせる居場所として、使い方がようやく浸透してきたところであります。

御質問の中学生への学習支援についてですが、青少年の居場所には大学生を中心としたスタッフを配置しており、主に安全管理を行っております。また、利用方法は原則自由なので、スタッフ側から青少年たちへ積極的に学習を促すような働きかけはしておらず、もし学習面での質問があった場合には、簡易なものであれば、アドバイス程度はしております。このような状況があり、自由に過ごせるという気軽さから利用する青少年が多くいる

と思われることから、中学生への学習支援については、現在のところ実施する考えはございません。なお、現在、中学生の利用が少ないこと、また、小学生の利用が多いものの、10月以降は小学生の利用できる時間が下校から4時30分の夕焼けチャイムまでと短いこともあり、利用者の拡大が課題であると認識しております。つきましては、中学生の利用促進や小学生の夕焼けチャイム以降の利用について、例えば、小学生については保護者のお迎えがあれば4時30分以降の利用も認めるなど、帰宅時の安全面についても考慮しながら、事業運営の改善について検討していきたいと考えております。

次に、(2)学童保育室における学習ボランティアの受け入れについてお答えいたします。

学童保育室における学習という観点では、現在、入室直後に宿題をする時間を設けており、指導員等は児童から質問があった際には答えるようにしております。その後、宿題が終わった児童から外遊びなどの自由時間となり、午後3時30分から4時くらいまでおやつ時間を設け、保護者のお迎えまでは自由時間となっております。自由時間には、読書やさらに勉強をする児童もおります。

御質問の学習ボランティアの受け入れについてですが、ボランティアが学童保育室に入って指導や宿題等の学習支援をしていただくことは、大変有意義なことと考えております。しかしながら、指導面や受け入れ体制の整備など、幾つかの課題もございます。以上のことを踏まえ、学習支援ボランティアの受け入れについては、先進市の事例におけるボランティアの活用方法や現場との調整などを含め、今後の研究課題とさせていただきたいと考えております。

以上です。

真木大輔

どうもありがとうございます。

まず、青少年の居場所に関してなんですけれども、確かに職員さんからお話を伺ったところ、過去に小学生で利用していたお子さんが中学生になってまた来ていると、そのようなお話を伺いまして、確かに小学生をメインにする方針で進めていって、次第に中高生の拡大を図っていくというものも適切な方針なのかなと思いますので、ぜひ時間拡大についてお願いしたいと思います。ここで要望なんですけれども、例えば、保護者の迎えが来る場合に時間を延長するという場合に、全てのお子さんの保護者が来なければいけないというものではなくて、ほかの方の保護者の承諾を得た代表の保護者の方が複数のお子さんを引き取りに行くとか、そのような柔軟な運用なども検討していただきますようお願いしたいと思います。

続きまして、(2)の学童に関しまして再質問させていただきます。

御答弁の中で、指導面や受け入れ体制の整備などに課題があるとおっしゃりましたが、その点につきまして具体的に教えていただけますでしょうか。

三木由美子 こども青少年部長

学童保育室は、先ほども申し上げましたとおり、宿題を行う時間を設けております。その宿題については、保護者と一緒に行くもの、また、保護者がチェックしたりする内容のものもあるかと考えます。保護者の方とお子さんとのコミュニケーション、また、習熟度の把握や学校との連携を図るための役割もあることから、どの程度まで学習支援をしたらよいかという点が一つはあるかと思えます。

また、もう一つはボランティアを募集して、ボランティアがどの程度集まるかにもよりますが、集まった学童保育室から行うという方法もあるかと思えますが、各学童保育室でそのような対応をボランティアさんに御協力いただくということでありますと、それだけの人数が集まるかどうかといった点もあるかと思えます。また、児童への対応についての適性といえますか、そういったものの判断、また、謝礼などの予算面等の課題も出てくるかとは思えます。ただ、このような課題はありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、特に子供たちに関しては、ボランティアの方に参加していただいて、いろいろな大人の方、地域の方と交流しながら、いろいろとコミュニケーション能力も高まるですとか、いろいろプラスになる面もあるかと思えます。どのような方法があるか、先ほど申し上げました課題解決に向けては検討していきたいと考えております。また、担当課からは聞いたんですが、お聞きしたところ、真木議員さんにおかれましても、ボランティアの学習支援については大変関心をお寄せいただいているというところがございますので、これから子供たちのために学習支援のほう、よろしくお願ひしたいと思えます。

真木大輔

どうも御答弁ありがとうございます。

私もボランティアにつきまして、職員の方との話し合いなどもありまして、自分でも何かこう可能性があるなと思ったものがございまして、それが大学生ボランティアというものでして、例えば、周辺の自治体、川口市、蕨市、さいたま市、どこも教育委員会が主導という形なんです、大学ボランティアという受け入れ体制をもうつくってございまして、主に教職の方が志望されるということなんです、教職の方でしたら指導の面でも適性があるかと思えますし、また、コストの面でも余りコストがかからないということ、あると思えます。また、例えば、市内で今後、校庭開放だったり、学校施設開放などの見守り員が必要になったというときにも、そのような活用できるかなと思えますし、先ほどおっしゃられた市民の間での縦のつながりもできるかなと思えますので、ぜひその点について私も研究していきたいなと思っております。今後、共働き家庭であったり、ひとり親の家庭がふえていく中で、学童の需要もふえていきますでしょうし、また、家庭の学習環境に恵まれないお子さんがふえていくと思われる中で、学童を含めた総合的な放課後対策というのが必要になってくるかなと思えますので、ぜひ今後も進めていただきたいと思っております。

それでは、この件名2の質問終わらせていただきます。

3. 全国学力テストにおける学校別の結果の公表について

- (1) 学校別の結果を公表することによるメリットとデメリットはそれぞれ何か。
- (2) 学校別の結果の公表について、本市の今後の判断の方向性は。

真木大輔

続きまして、件名3、全国学力テストにおける学校別の結果の公表について質問いたします。

こちらにつきましては、前回の一般質問で取り上げたものです。そして11月末、文科省から来年度の全国学力・学習状況調査につきまして、実施要領が発表されました。その中で学校別の結果公開についての取り扱いは、今後、自治体の教育委員会の判断になるということです。これに関しまして、今、現時点でもう周りの自治体の動向、報道などでにぎやかになっているところかと思えます。私はこの学校別の結果を公表するということは、公教育の今後の方向性を大きく変える大きなテーマではないかと考えておりますので、今回も取り上げさせていただきました。そこで、まずは学校別の結果公表に関しまして、教育委員会の御見解をお伺いしたいと思います。

まず、(1)学校別の結果を公表することによるメリットとデメリットはそれぞれ何か。(2)学校別の結果の公表について、本市の今後の判断の方向性はどのようなものでしょうか。御答弁お願いいたします。

山本義幸 教育部長

3、全国学力テストにつきまして、順次お答えいたします。

まず、(1)の学校別の結果を公表することによるメリットとデメリットについてお答えいたします。

学校教育は知・徳・体のバランスのとれた児童生徒の育成を図ることを目指しております。学力の育成はもちろん重要なことですが、ほかにも道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することも重要なこととございます。全国学力・学習状況調査につきましては、教育活動を通して育む力の一つの要素である学力のうち、さらに特定の一部分である小学校6年生の国語と算数、中学校3年生の国語と数学の学習状況をペーパーテストで測定するものでございます。なお、この調査の目的は、児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなどとされております。

議員御質問の学校別の結果を公表することについてのメリットとデメリットについてでございますが、まず、デメリットについて先に述べさせていただきます。最も懸念されるのは、平均正答率のみが注目され、学校の序列化につながることでございます。過度な競

争をあまり、調査によってはかれるものが学校教育の一部分であるにもかかわらず、結果の数値だけで学校の教育活動全体が評価されてしまうことが考えられます。課題が多い学校については、学校の指導のみが問われ、教員や児童生徒の学習意欲が下がったり、学校・家庭・地域の協力体制が崩れてしまったりすることも心配されます。また、全国学力・学習状況調査の対策として正答率を上げることにのみ執着し、学校教育で育むべき豊かな心や健やかな体などが軽視されてしまう可能性もございます。さらに、結果を公表することにより、調査の目的である児童生徒の状況を把握・分析し、改善していくことに焦点が当たりにくくなるのではないかと考えられます。次に、学校別の結果を公表することによるメリットについて述べさせていただきます。全国学力・学習状況調査の実施主体は国であります。市は参加主体であり、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことができると考えられます。また、成果の見られる学校の効果的な取り組みをあわせて示すことにより、他校の参考となり、各学校の取り組みが深まることが期待できると考えております。

次に、(2)学校別の結果の公表について、本市の今後の判断の方向性についてお答えいたします。本調査の平成26年度実施要領が、先ほど議員の御質問でもございましたとおり、文部科学省より11月29日に示されたところでございます。既に新聞報道等されておりますが、新たな実施要領の変更点は、学校別の公表が市町村教育委員会の判断において、ある一定の条件に基づき可能であるとされたところでございます。この学校別の公表をする際の条件でございますが、例えば、学校ごとの平均正答率一覧のみの公表や順位による公表などは行わないことや、分析結果や今後の改善方を示すことなどがございます。本市といたしましては、今後、さらに実施要領をよく確認するとともに、調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要という側面がございますので、県や他市町村の動向を見定めながら、研究を深めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

真木大輔

どうもありがとうございます。

では、再質問させていただく前に、この学校別結果公表に関する私の考えを少し述べさせていただきますと思います。皆様にお配りいたしました資料、参考にしていただければと思います。

まず、今回、学校別結果公表が自治体の判断になったということに関しまして、その背景は何かと、私、考えておりました。文科省の発表するものを見ても、しかし、何かこう、何というですかね、信念といいますか、そのようなものは何もあらわれていないのかなと思います。どちらかというと、学校別結果を公表したいという市長であったり、県知事であったりの声に押されたものなのかなと、私は捉えております。その点で、公教育の地方分権化のあらわれなのかなと感じております。今からお話しする前に、まず、大きな

前提なんですけれども、日本の公教育は十分に機能していると私は考えております。といいますのも、例えば、国際的な学力調査のPISA、この最新の、2012年分の結果がおとといぐらいですか、出ました。それを見ましても、3年前に続いて、日本の学力は伸びて、OECDに加盟している国の中ではトップでありました。また、PIAACといまして、これが初めて行われた——子供ではなくて成人に対する学力テストなんですけれども、この結果を見ましても日本はトップの成績でございました。また、TIMSSといまして、国際的な理数に関するテストなんですけれども、これもやはりOECD加盟国の中ではもうトップレベルでございます。その点で日本の公教育は既に十分に機能していると、これは私、まず前提として置かせていただきたいなと思っております。

続きまして、学力水準に関して各種の調査からほぼ明らかになっていることとお話いたします。

まず、国家、国レベルでなぜ学力の水準が異なるかということに関しましては、主にカリキュラムなどの教育制度、また、文化的な背景、教育熱、塾にどれだけ行かせているとか、そのようなものに大きく依存しているということが明らかになっております。例えば、先ほどお話ししたPISAの結果を見ましても、2009年の結果と2012年の結果で徐々に成績が伸びているということで、文科省も脱ゆとりの結果のあらわれだとそういう発表をしておりました。やはりそのカリキュラム、大きくかかわってくるものと思います。

続きまして、各国内におきまして自治体や地域によってなぜ学力水準が変わるかという点につきましては、先ほど件名2の質問でもお話しいたしましたが、大きくは文化的階層、親の所得であったり、そのようなものに依存しているということが明らかになっております。この点におきましては、スポーツなどとはやはり少し性質の異なるものだと、学力というものは性質の異なるものだと考えております。

続きまして、学校別の結果公表に対しまして、肯定派、否定派、それぞれの立場からの主張がどのようなものか説明いたしますと、まず、肯定派の主張としては、先ほど御答弁にもありました説明責任、情報公開というその一つに尽きるわけでございます。続きまして、否定派の意見としましては、1つに過度な競争を招く、2つ目として学校の序列化を進めるといような意見があるかとございます。ここで注意したいところなんです、説明責任や情報公開といいますが、何か全て正しいかのような風潮があるかと思うんですが、情報公開することによって、どのようなマイナスの影響があるかということも、情報を公開する前にきちんと考えることが必要ではないかと私思っております。この資料にも例として挙げさせていただきました。例えば、特定秘密保護法案に関しましても、全ての国の機密情報をオープンにすることで、結局、マイナス面として国家の安全が脅かされるということから、今後、機密情報はクローズしていこうと、私はそのようなものだと捉えております。学校別公表を実施することによるマイナス面をしっかりと考えることが必要かなと思っております。

まず、学校別結果を公表することによって、どのようなことが生じるかという、一言

で言えば競争でございます。しかし、この競争に関しまして少し誤解があると思うところが、肯定側の意見として、日本は大人になったら競争社会なんだから、子供のうちから競争させるべきだ、それによって成績を伸ばすべきだという意見があるんですけども、この学校別結果公表によって生じるのは子供間の競争ではないんですね。子供が、例えば、自分の中学校が点数低いから勉強がんばろうなんてことは、僕はもうほぼないと思っておりますし、そもそも今の子供たちは学校、クラス内のテストの順位、発表されてないにしても大体わかりますし、また、塾に行っていたり、また、受験などである程度もう競争、その面では競争の中にいると。これ以上、学校別の結果が出たところで、それによって勉強を頑張るといようなことはもうほぼないのかなと考えております。

では、どのような競争が起こるかといいますと、学校間の競争が起こると思われま。学校間の競争が起こるとどのような問題が生じるかといいますと、まず、問題点の1つ目として、教師や教育委員会による不正が行われます。例えば、教師がテスト中の児童に指でここ間違っているよと教えてあげることで、点数を上げようとする。また、実際にあった話として、教育委員会が前日に問題を校長先生に横流しする、そのようなこともあります。また、授業がテスト対策に偏ってしまうと。過去の問題を前日に解かせたりとか、その点数を上げるという授業が多く行われてしまう。また、学力テストで扱う科目、例えば、国語と算数だけの教育に偏ってしまっ、その他の科目がおろそかになってしまう。このような、例えば点数、教育の問題があります。もう一つ、学校間の連携が失われるということもございます。学校間で競うということになるわけですね。

これは、私は今、空想で話しているわけではなくて、過去に50年前の日本、このときは自治体別の公表であったわけですが、50年前の日本でも問題になりました。また、六、七年前の足立区でも問題になりました。これは、東京都の学力テストの順位点が足立区、最下位だったことによって学校別結果を公表させるということになって、その後このような問題が起きました。また、現在、静岡県などでも学力テストの過去問を使って演習しろと、そういうような話で進んでおります。また、日本に限らず、ほかの国、イングランド、アメリカでも現在もこのようなことが問題となっております。

続きまして、問題点の2つ目として、こちらがより大きい問題であると考えられますが、学校間の格差が助長されるというものでございます。こちら、競争が進むということで、学校別の結果を公表することの行き着く先は何かというと、学校選択制と予算配分、そして民営化というものがございます。例えば、アメリカの例を挙げますと、成績のいい学校に予算を多く与える。そして、子供たちは学校を選ぶのが自由ということで、どんどん成績のいい学校に行ってしまうことで、成績の悪い子供たちが集まる学校ができてしまうと。その悪い学校が二、三年間成長しなかったらそこを廃校にする、もしくはそこを民営化するというような話になっています。そこを民営化にすると今度何が起こるかというと、受け入れる生徒の成績悪い子をどんどんはじいてしまっ、成績のいい子しか受け入れなくなってしまう。そうすると、はじかれた子はまたどっかの成績の悪い子が集まる公立学校

に行くことになってしまうと。このようなことが起きておまして、これは私は公教育の崩壊であると考えております。公教育というのは、やはりある程度機会を平等に、どの学校でもある程度等しい機会を与えるものが公教育だと、私、考えております。また、地域社会の崩壊にもつながると思います。その地域に住んでる子がみんないろんなほかの市であつたり、ばらばらなところに行くことになってしまうと、やはり大人になってもそのつながりが弱くなってしまふのかなと、そのようなことも危惧されます。こちら、先ほどアメリカの例を挙げましたが、イングランドでも既にそのような状況になっております。そして、この例に挙げた大阪市なんですけれども、既にもう大阪市、先週の報道によりますと、学校別結果を公表する、そして学校選択制を進める、そして民営化を進める、そのような方針だと、発表が報道でございました。このようなこと、現実には今後、大阪市以外でも起こり得るのかなと考えておまして、これは大きな問題かなと私は考えております。

次に、全国学力テストの学校別結果を公表している国というのがございまして、先ほど例にも挙げたイングランド、これはもう 25 年前、サッチャー政権のときに始めたものなんですけど、また、アメリカは大体 10 年前、ブッシュ政権のときに始めました。また、ブラジルやオーストラリアも約 5 年ほど前から、学校別結果を公表して競争をあおるような制度を始めたわけですが、この全ての国において学力水準の向上は見られておりません。むしろ学力は下がっているということが、PISA の国際学力テストの結果を見ても明らかになっておりますし、また、それぞれの国の中での調査でも明らかになっております。また、アメリカの政府において、このような競争をするような教育制度の設計に中心的に携わった教育学者は、この制度を導入して失敗だったと現在おっしゃっております。

まとめといいますか、肯定派の本音としては、恐らく学校別結果を公表することによって教育に市場原理を持ち込み、そして競争により学力を上げるというのが本音かなと思っております。こちら、それを聞くと一見わかりやすいかなとか思うんですが、やはり公教育というのは市場ではないと、私、考えております。市場といいますと、例えば、勝者がいて敗者がいて、その敗者も結局また別の会社を起こすなり、別の会社に勤めるなりという、ある程度の選択の自由がありますが、公教育はやはりその地域にある学校というものが、きちんと機能しないといけないものだと、私、考えております。そして、先ほど申しました競争によって学力は上がっていないという、こういう事実がございまして、ぜひそこを踏まえていただければなと思っております。

私の結論としましては、そのような公教育であつたり、地域社会が崩壊するようになりスクを背負ってまで現在の教育制度を改革するような必要はないのかなと思っております。むしろ学力格差の是正に向けた改善は必要であると思っております。こちら、例えば、大阪のある地域、成績の悪い地域でも一つだけ成績がいい学校というようなものがありまして、こちら、専門用語でエフェクティブスクールというそうなんですけど、そういう専門分野があるそうで、そのような学校を、例えば、視察するなりして、今後、学力格差の是正に向けて進めていくような、そういうもののほうが現実的かなと考えております。

今後、戸田市の判断として私が考え得るものとして、1つ目としては学校別結果は公表しないというのが、一つ、判断としてあり得るかなと思います。しかし、戸田市分の結果に関しましては既に公表しております、この結果についてはさらなる分析ができると私は思っております。例えば、その年の結果を公表するものではなくて、これまでの結果の経年変化を見るなりして、例えば、私もそのようなグラフ化してみたんですが、ことしの結果を見ますと、小学校6年生の国語が急激に伸びている。その伸びている原因は何なんだろうかなと分析することで、それを生かしていくということもできると思いますし、また、中学2年生の英語の成績が今まですごく優位性のあったものが極端に下がってしまった。その原因は何であるかと、また、理数に関しては相変わらず弱いなど、そのような点、理由・原因を研究して、また、その改善策を考えていき、また、それを保護者であったり、関係者に示していくというものは行えるかと思っておりますし、それでまた、説明責任という点では一定程度果たせるかなと思っております。この点につきまして、再質問させていただきたいと思っております。戸田市分の結果・分析、さらに行っていただきたいと思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

山本義幸 教育部長

ただいま議員の御質問にもございましたように、現在、戸田市立教育センターのホームページにて、全国学力・学習状況調査の戸田市全体の結果を公表しております。そこには、平均正答率と分析、児童生徒質問紙調査の分析を掲載しております。議員御指摘のとおり、さらなる分析は大変重要であると考えております。これからも内容を吟味しながら公開をしてみたいと思っております。なお、結果を経年で分析することについては、対象の児童生徒が毎年異なることから公表はしておりません。学習状況と正答率との関係については、これまでに分析結果を市内小中学校に在籍する児童生徒の保護者に配付をしております。本年度につきましても、保護者向けリーフレット配付の準備を進めており、配付とあわせ、教育センターホームページでも閲覧できるよう進めてまいりたいと存じます。教育委員会の取り組みとしましても、学力向上のための専門部会を設けるなど、指導改善に努めております。その中で戸田市全体の結果から傾向を分析し、改善策や実践例を示したリーフレットを作成し、その内容を周知するとともに、授業改善に生かすための研修会を実施しております。この研修会はおおむね学校ごとに行い、学習課題に応じた改善策を協議するなどしております。作成したこのリーフレットについても、公開できるよう進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

真木大輔

どうもありがとうございます。ぜひ、戸田市分の結果の分析、行っていただきたいと思っております。

私、その今後の戸田市の判断として、先ほど申しました学校別結果は公表しないというものを、この判断にすべきだと考えているんですが、もう一つの選択肢としては、学校別結果を保護者の理解を得られるほどの詳細な情報とあわせて公表、これはどういうことかといいますと、結局、学校別結果を公表すると、何でうちの学校の成績は悪いんだというようなプレッシャーを与えられたりとか、そのような解釈をする方もやはりおられるかなと思います。そこで、こういうふうに学校は頑張っているだったり、もっと極端なことを言ってしまうと、こういう地域なんではないですかという、それはちょっと難しいですけれども……。 (不規則発言する人あり) 難しいですけれども、その点でもなかなか保護者の方から、例えば、成績の悪い学校があったときに、それを本当に納得してプレッシャーを与えずに、納得して一緒に学校と協力するという、保護者が全てだとは限らないと私は思っております、その点でもなかなか難しいのかなと思っております。仮に一度でもそれを公表してしまえば、なかなか後戻りはできないのかなと。例えば、不動産会社がこの地域は学力のいい地域だよと言って売り出す。これ、実際イングランドでも起きていることなんですけれども、一度でも公表してしまえばそのデータは残ってしまうわけで、また、学校選択ですか、中学校の学校選択も戸田は一部あると思うんですが、やはり一度結果が公表されてしまえば、それをもとにそれが程度が激しくなって、もっと言えば学校選択枠をもっとふやせとそのような動きになってしまうかもしれません。そうしますと、先ほど申しました公教育の崩壊も起こり得るのかなと思っております。どちらにせよといいますか、公表するにせよですね、もし、済みません、仮に公表するにせよ、ほかの自治体の学校別公表によってどのような結果が導かれたか、そういうようなものを冷静に判断してから公表するのでも遅くないと私は考えております。

以上、済みません、長々とお話しさせていただきましたが、今後、新聞などの各種報道、この話をもとにといいますか、そのような目でいろいろ見ていただいて、皆さんで考えていただければなと思っております。非常に重要なテーマだと、私、考えております。これにて私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。